

議事要旨（速報版）

1 / 9

件名： 新滝ヶ洞溜池の水質異常に係る対策協議会 第18回 対策協議会
日時： 平成27年9月30日(水) 14:00～16:00
場所： 可児市総合会館分室 2階 大会議室
出席者： 出席者23名 欠席3名（加藤委員、仙石委員、高木（克）委員） 杉崎委員長、佐藤委員、堀内委員、大沼委員、今村委員、平山委員、田口委員、竹谷（益）委員、奥村委員、鈴木（浩）委員（代理：鈴木（高）委員）、足立委員、竹谷（雅）委員、田中委員、細田委員、高木（伸）委員、村瀬委員、草野委員、秋田委員 事務局…丹羽、高野、山口、山本、堀
配布資料： <ul style="list-style-type: none">・ 議事次第、委員名簿、席次表、第17回対策協議会の議事要旨・ 資料－1 協議会資料・ 資料－2 巻末資料
議事内容 <ol style="list-style-type: none">1. 開会2. 挨拶(杉崎委員長挨拶)3. 議事 <p>事務局からの説明</p> <p>【杉崎委員長】 今の説明に質問があったらお願いします。</p> <p>【梅田委員】 資料1の補足調査のpH測定グラフで7/11～7/13：pH4.9、低下に伴い観測準備とあるが、これはどのような意味ですか。また、補足調査のpH測定グラフでは浸出水がpH4.9、補足調査結果（全体像）の表では浸出水がpH5.3となっているが、この2つの数値は連動していないのですか。</p> <p>【事務局（山口）】 pH4.9というのは7月10日から11日に計測した値です。</p> <p>【梅田委員】 プラント原水とコルゲート東と西があるが、プラント原水のpHがまた下がったということですか。</p> <p>【事務局（山口）】 コルゲート東と西の水を合流して放流地点まで持っていきますが、その値が5.3、4.9という値になっています。</p> <p>【梅田委員】 pH4.9の浸出水が流れたが、そのときには検査はやらずに13日に検査をしたのでは何を検査したのかわからなくなるのでは。</p> <p>【事務局（山口）】 pH4.9という値を確認して、13日に観測に駆けつけたときにはpHが若干回復していたということです。</p> <p>【梅田委員】 もう一点、資料1の中で、浸出水のpHが4.9であったり、5.1、5.3という具合だが、ばらばらの資料を集めて作っているということですか。</p> <p>【事務局（山口）】 補足調査結果（全体像）にいれているデータは、水を採取して試験室で計測しているものです。</p> <p>【梅田委員】 そうであれば、資料に何月何日測定採取という但し書きを入れなければいけないのでは。</p> <p>【事務局（堀）】 補足調査結果（希釈効果）の図に簡易計測データという注釈を書かせていただいています。また補足調査結果（全体像）pHの図では、pHは室内分析値という注釈を書かせていただいています。</p> <p>【大沼委員】 補足調査結果（全体像）pHの図の数値というのは手分析で、コルゲート東が4.8で西が6.3で混ぜたら5.3になり、そのときに現場の拡散の状況を調べる観測をしたということですよ。希釈状況（補足調査）のpHのグラフの浸出水は混合水についている自動測定用の電極のデータであり、だから0.4ぐらいずれがあったということですよ。手分析と自動測定電極のデータではそれぐらいのずれがあるというふうに考えないといけないということで良いですか。</p>

- 【事務局（堀）】 この数値（pH 4.9）は、前回の協議会で「水質分析を行うのは、5を割り込んだ時」とご指摘がありましたので、自動計測装置で4.9を切った時に観測準備に入りました。この時、4.9で観測準備に入り、現地に向かっている間に水質が改善され、現地で採水した時には自動計測装置も5を上回っていたという結果で、現地に着いたときにはpHが上がったという状況でした。
- 【大沼委員】 測定の誤差なのか、水質が少しぶれているのか、どちらかということなんでしょうね。もう一つ、pH測定結果の1日1回9時のグラフと、1日に24個のデータを重ねたグラフで傾向に大きい違いはありませんということでしたが、やはり24個入ると少しパターンが複雑になりますよね。グラフにはpH 5.8に水質汚濁防止法の排水基準の線がひいてありますよね。それと比べて水質分析項目、水質管理目標値、観測頻度一覧表では、pH排水基準値が5.8から8.6となっていて、環境基準は該当がないと書いてありますが、私の記憶では、6.5から8.5が環境基準だと思っています。環境省ホームページの水質環境基準の一覧表は、類型指定のリストになっていて、C類型までが6.5から8.5だと思うのですが。
- 【事務局（山口）】 今回の観測箇所は類型指定外ということで、pHの値は示していません。
- 【大沼委員】 この会議はもう10年も続いているわけですがけれども、基準に依らないと大萱の方たちはずっと言い続けているし、私もそう言っています。要するにもとに戻して欲しいということでしょう。それと、ここは木曽川の水源の一部ですから、犬山橋よりも上流の本流はAAランクに指定されていて、本流へ流れ込む川なので、AAクラスの水質があってもいいのではと皆さんの要求があったと私は理解しているし、そのように10年発言を続けてきたんです。それからすると、6.5から8.5というpHの環境基準を目標にするべきではないですか。類型指定されていないから、という考えはいけないよねという話は何遍もしたんです。要するに、細かい支流には類型指定を当てはめていませんが、基準はあるわけですよ。もとに戻したいときの指標はそこにあると思うんです。そうすると、pH測定結果の24個のデータを並べた8月に、6.5かもしかすると6.5を切れているデータがあります。変動する水質が1日1回のデータではだめで、24個並べてみると時々環境基準のpHの下限を切っていることが見えますよね。つまり、24個並べたのと1個9時だけのデータを並べたのではまるで意味が違って、環境基準の下限を下回るケースがあることを皆さんに認識していただきたいんです。
- 【加藤委員】 この会議は10年は超えているんですが、担当者が変わると引き継ぎが正確に行われているのか疑問に思います。排水基準と環境基準で、国交省は排水基準でやるとおっしゃっていて、久々利も一部それを認めているかもしれないが、大萱は一貫して環境基準というより元々の水に戻して欲しいというのが理想なんです。しかし、排水基準でさえ下回っていることが年に何回もあり、排水基準さえ守られていない。
- 【事務局（山口）】 大萱黄瀬戸橋の下流では、排水基準は下回ってはおりません。
- 【梅田委員】 排水基準を下回っているのは浸出水のことで、つまり、悪いものを垂れ流ししてそれを薄めているということで、浸出水は基準以下なのでだめではないかということ。
- 【事務局（丹羽）】 原水が5.8を下回っているのではないかという意見ですが、そもそも迂回水路による計画の前提に対する話だと思います。
- 【大沼委員】 今の加藤さんのご指摘は大事なところで、希釈放流して本流へ行ったときにpHが下がればいいということでおやりになったと思うが、実は迂回水がシャワーになって支流に注ぐところが排水口じゃないですか。浸出水が放流されているわけですから、理屈上、放流口で放流水質が守られていないということになるんですよ。これまでは上流でいろいろ処理をして、処理をした水を流していたけれども、迂回してそれを支流に流すという方針をとった瞬間に、シャワーの出口が排水口になってしまうわけです。排水基準を超える水を流してはいけなくなると、環境基準を少し下回っているところが3つほどあると先程指摘しましたが、この場合には長期間排水基準も満足できていない水が公共用水域に放流されているということになってしまうんです。

- 【加藤委員】 排水基準というのは排水口の直下でとらなければいけないのではないですか。何メートルか下で薄まったものを測れば、薄まるに決まっているじゃないですか。
- 【大沼委員】 僕が現役のときに工場立ち入りをして、汲むときには公共用水域に出る直前で、企業の排水口から汲みますからね。この場合で言うとシャワーの水なんです。
- 【草野委員】 今の話は、今の段階で言うのは遡り過ぎというか、そうすると上流で何らかのプラントなどで処理したものを流すしか方法はないわけですから。迂回水で流すということをやっている以上は。加藤さんのご指摘は、pH測定結果のグラフの青いラインが5.8を下回っているということで、これは浸出水ですからpHが低いのは当たり前なので、それを希釈して大萱黄瀬戸橋の下流で測定して5.8か6.5を上回っているかというところの確認なので、1つ目の法解釈云々は、それを言うなら全部プラントでやるしか方法はないですので、さすがにご勘弁いただきたい。
- 【足立委員】 勘弁してくださいということは、加害者が被害者に対して言うことではない。前言撤回してください。
- 【草野委員】 失礼しました。
- 【足立委員】 国交省の人も、基準値に達しているとおっしゃったでしょう。達していない箇所があるわけだから撤回してください。
- 【事務局（山口）】 ご指摘のとおり、放流で排水基準5.8を下回っているとは確認しました。
- 【事務局（丹羽）】 環境基準はあくまでも年平均ですので、6.5を時期的に超えることはあります。
- 【足立委員】 さっきおおむね良好だというふうにおっしゃったが、おおむね良好ではないわけだから。
- 【事務局（丹羽）】 良好という考え方で結構だと思います。環境基準というのは、あくまでも年平均です。
- 【足立委員】 環境基準が年平均だということを当てはめて話をするのであれば、もとの水質に戻してくださいという話になっちゃいますよ。一つ一つをクリアしていかなければだめですよ。一旦、前言撤回をして、これからどうするのという話をするのなら我々も参加します。
- 【草野委員】 pH測定結果のグラフで、環境基準の6.5を8月の1日から3日ぐらいは下回っていた日があったということをお認めます。ただ、おおむね良好というのはおおむねですので。
- 【今村委員】 環境基準に対して話をすると、6.5から8.5は、環境基準のうちに生活環境の保全に関する環境基準であり、国交省が言っているように今回の場合、人の健康の保護に関する環境基準はありません。排水基準は5.8から8.6ですけど、排水基準というのは事業所にかえられるもので事業所に関する保全なので、法律的に言うと、新滝ヶ洞溜池は事業所かどうかと。あと、飲料水基準は5.8から8.6で排水基準と一緒に。pHというのは結構簡単に変わるので、生活環境の保全の項目は汚れているBODとか他にもいろいろありますが、そういうのをひっくるめて普通の河川水でしたらpHは6.5から8.5が妥当でしょうと決まっているので、5.8を切ったから絶対だめという問題ではないように私は思います。
- 【足立委員】 そんなことは一言も言っていない。
- 【加藤委員】 ここで重大なボタンのかけ違いがあるといけないなと思って、お互いに再認識したいんですけど、法的問題ではなくて、これからは自然放流でプラントは停止してということは、今まさに議論し合っていることであって、永久的に認めたということは久々利区でもまだ認めていない。ただ、1年延長ということですよ。
- 【草野委員】 そうです。ただ、今既に始めているということは、先ほどの議論ですと厳密に解釈すればもう希釈方式が存在しないというご意見でしたから、それはさすがにという意味で言わせていただきました。
- 【加藤委員】 認めたくないという考え方の違いは埋めようがないですから、十何年やっていてわかりますが、自然放流のやり方も私たち大萱は認めたくないです。ところが、多数決の原理でこういうふうになっていて、最初は半年か3カ月でやらせてくれと、これではわからないので延長で1年になりましたね。それを今議論しているんですよ。私たちはプラントがいつでも稼働できるように、このまま継続的に

自然放流ばかりやって欲しくないと思っているものですから、これはこれからの議論ですよ。

【草野委員】 それで結構です。先程のことは、もともと自然放流がないというのであれば、議論を1年間していること自体が要らなかったと解釈されてしまうかと思ったので言わせていただきましたけど、もちろんもう決まった話ではありません。

【加藤委員】 それから、排水基準は工場などに適用されるものでしょう。私たちは工場は上に持っていませんから、そもそも排水基準を適用されるということが困ります。

【今村委員】 pHは飲料水基準も排水基準と同じなので、飲料水基準にされたんです。生活環境の保全に関する環境基準は少し高くて、6.5から8.5。人の健康の保護については基準がないんです。おそらく飲料水基準は人の健康の保護と同じなので、そういう意味では5.8から8.6で流用はできるかなと思います。

【加藤委員】 それさえも立場の違いや現場に居住しているかどうかの違いが大きく影響すると思うが、なぜ環境基準でやってはだめなのか。

【今村委員】 悪くはないですよ。しかし、環境基準にもいろいろあって、生活環境の保全に関する環境保全は大沼さんのおっしゃったとおりですが、国交省が環境基準がないとおっしゃった、人の健康の保護に関する環境基準は実際にはないんです。

【加藤委員】 専門的な学術的議論になると素人はわからないんです。だから、事故があった以前の水質に戻してくれと、これが一番シンプルかなと思って言っているだけなんです。

【大沼委員】 環境行政をしている人は、今の話を健康項目と生活項目というふうに分けるんです。健康項目というのは、体にそのまま毒性があるカドミだったり、PCBだったり、水銀だったりする。これを評価するときには年間の平均値をとるんです。だけど、実は生活項目は年間の平均じゃなくて、75%というので評価をするんです。だから、年に12回、月1回採水したとすると4回基準を超えるとだめで、その基準点は合格しませんでしたよという評価になり、3回までは良いのです。生活項目と環境項目というのは評価の方法そのものも違います。でも、新滝ヶ洞池、そこから流れ込む久々利川、可児川という今回の事件の場合は違うわけじゃないですか。もとに戻してほしいというところからスタートしていますから、基準だけで議論するべきではないと一貫して私も発言していますし、とりあえずの目安として基準があったとすると、排水基準ではなくて環境基準だよということも聞いたんです。それから、飲料水の基準を持ち出されましたけど、飲料水の基準のほうが環境基準より厳しいかと言うとそんなことはなく、逆転している項目もあります。pHが違っているのはまさにそうで、我々は酸っぱいものを平気で食べますから、飲料水のpHの基準は緩いんです。水道法で定める飲料水の基準と環境基準が一緒の数値になるケースが多いですけど、逆転している項目もあるということです。なぜかと言うと、川の中の生き物たち、その生態系を保持するためにはこれだけ要るよねという基準なんです。ですので、飲み水よりも厳しい環境基準があるということも知っておく必要がある。そこを一部しか言わないあたりは発言としてはずるいかなと。とにかくこれは最低限、目標値として環境基準で裁くべきですし、実は最初のころに私は環境基準の10分の1で頑張るべきだと言ったこともあります。一種の目標値をあげるケースも世の中にはないんです。地元との協定を結ぶようなときに、決められた排水基準ではなくて、それより1桁厳しい基準で結んでいるような例もあることはあるんです。例えば、春日井市が王子製紙にかけている協定は排水基準より厳しい数値をかけています。ですので、法律で決めた数値だけではなく、地元と事業者との関係で決まる数値でもあるんです。それからもう一つ言うと、水質汚濁防止法は確かに非常に厳しい法律ですが、特定施設という決めがあって、特定施設のない事業所は事業所扱いになっていないんです。その論理からすると、ここは水質汚濁防止法に定める特定施設ではないから、流す方からすれば、排水基準は適用されないという居直ることもできるんです。でも、会議を10年以上続けてきているのは、両方が納得するところで水をきれいにしてもらおうという話でしょう。なので、法律論云々ではないところもありますが、同時に法律論もある。すなわち迂回路

で支流に放流する瞬間に排水となることを私も気がつきませんでしたから、加藤さんのご指摘はそういえばそうだと思ったんですけど、そういう種類の話なんです、希釈法で言うというのは、そこを踏まえてここで議論する必要があるんじゃないですか。

【田口委員】

今の話のもとになります、プラントを新しく作りかえるとき、排出基準、環境基準という問題が出てきて、第12回の協議会かと思いますが、図で説明をされました。今の工場を中心にして出口の排出基準はpH5.8という数字も出されました。当然今回の話もそういうことを承知の上でやっていたと理解しています。改めて考えたのは、リニアの話の中で、リニアも排出基準を適用するということになっていますので、我々は環境基準で、とJRに対して直接話を持ったわけですが、その中で改めて今言ったようなことが協議会の中で議論をされて、なぜそのまま直接排水を出してはいけないのかと言ったときには、希釈の問題を中心にしてあげたんです。新滝の調整池から流れる水と、旧滝ヶ洞から流れる水の比率を見たときに1対1ないしは1対1.5ぐらいの比率しかなかったんです。ほとんど希釈されないような状況で滝ヶ洞へ流れますから、断固として希釈されないから直接新滝へ放流することはだめですよ、プラントをつくってきちんと管理してもらわなければ困るよという意見を当時私は述べたつもりです。ずっとこういうふうに進んできて今のような話になってきたので、私は放流水については、当然排水基準を上回ると思われたものを放流するというで理解をしていたということです。

【堀内委員】

pH測定結果のグラフですが、黄瀬戸橋のところで6.5を下回るところが出てきたということで今議論が始まりましたが、pHの変化をどう見るかというところで、これの目的は、浸出水のpHの低さというのが、久々利川の水質に対してどう影響を及ぼしているかというところであり、要するに、浸出水と大萱黄瀬戸橋の下流のグラフの相関性、あるいは影響の程度を見るべきものだと思うんです。そういう意味で言うと、8月10日以降のところでぐっと浸出水のpHが下がっていますよね。大きく5を下回っているのが何日間か続いているんですが、その条件の中でも黄瀬戸橋のpHが環境基準である6.5を上回っている。ここにむしろ今回の試験放流というか、希釈放流の意味づけをしないといけないと思うんです。その前の6.5より下回るといのは、このグラフを見る限りは浸出水が影響しているというよりも、自然的な変化、水質の変化、要するに久々利川というのはこれぐらいの変動をもたらすものだということがバックグラウンドとしてあると見るべきだと私は思います。あと基準の話で肝心なことを言いますと、この希釈放流というものの目的は何かというのをいま一度みなさん思い出していかないといけないと思うんです。放流を中央プラントでするのではなく、放流することが久々利川の水質は必ず守らないかと。その対策の案として、希釈放流があったのですから、浸出水自体がこういう形で下がっているという部分は、まず試験的に受け入れて久々利川への影響を見る。そのもともとの考え方を踏み外さないようにして今の結果を見ていく必要があると思っています。

【杉崎委員長】

今後の方向性につきまして何かご意見がほかにございますか。またいろいろなご意見がありますようで、100%合意が得られるとは思いませんが、この迂回水路の放流の継続実施について、今後どうすべきかということについて、他にご意見ございますか。

【細田委員】

私は堀内先生のおっしゃられた解釈の仕方で満足です。

【杉崎委員長】

堀内先生の今のご発言のうち、排水路についての有効性をちゃんと考えるべきだというご指摘でございましたが、ほかに何かございますか。水路による放流の継続実施につきまして、しばらく続けるというようなこと、もちろん結果は、こういう委員会を継続することも1つの案だと思いますが、ほかに何かご提案はございますか。迂回水路の提案が出るまでに数年かかっていますので、もう少し私は続けていただければどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

【加藤委員】

堀内先生の迂回水路の有効性をもう少しわかりやすく、どういう有効性、実効性があるかというふうにご補足をお願いしたいのですが。

【堀内委員】	浸出水自体がpHの低い水であるということは動かしがたい事実ですよ。これを中和プラントという形でpHを上げて、重金属はほぼ基準をクリアしていますから、今問題になっているのはpHの話ですよ。pHを中和プラントで人工的に高めてそれで放流するのが今までのやり方ですよ。それを要するに浸出水の水に対して流れている川の水の量というのは数十倍も実際あると。単純に希釈倍率にだけpHが変化するわけではないですけども、浸出水が川の水に入る、混ざることによって、水質がぐっと改善されて川を流れていくわけです。
【加藤委員】	今まではプラントで薬品処理してpHのつじつまを合わせて流していたわけでしょう。それをやめて、川の水で薄めて流せば希釈されるからいいんじゃないかと、こういう違いかと思うのですが、それが迂回水路の有効性ということですか。
【堀内委員】	重金属は薄めても量は出ますよね。薄めても同じだけの、例えばカドミウムは数としては出ていくわけで、これは問題があるんじゃないかというのが一般的な環境問題の考え方です。希釈というのは、総量で見えていかないとけない。これは一般的な考え方で、一方でpHというのは要するに水素イオンというものがpHを変化させて、これは消えるものなんです。ですから、pHが上がるということは、希釈と言っていますけど、要するに悪さを消しているわけです。ですから、ほかの重金属なんかで言う希釈はけしからんというような考え方とは違う部分があるんです。pHが中性に近づけばこれ自体もう良好である。実際浸出水をシャワー状に垂らしたところのデータを見ますと、下にすぐ垂れているところで調べて、もともと5.1だったものが6.6まで上がっているんです。だから、非常に素早い動きでpHは改善されている。要するに悪さを消しているやつがいなくなったというように見てもらえばいいと思うんです。
【加藤委員】	安全性から言うと、希釈のほうが安全だよという立場で言っているんじゃないですよ。だけど、私らではそういうふうに思えないというところはあったらいいでしょうね。薬品処理して、膨大な金をかけてやることよりも、この希釈法でそんなにきれいになると実感として思えないんです。
【細田委員】	酸性のものをアルカリ化するだけのことです。
【堀内委員】	むしろ中央プラントとかへ行くと、薬剤を入れるわけです。それってどうなんだという議論が、協議会の中でもあったと思います。
【加藤委員】	それは地元でもあります。あれだけ薬品を入れて、pHの語呂合わせみたいなことでいいのかと私たちも危機感を持っていました。だから、川の水で希釈してというのもいいという話です。
【堀内委員】	それがいいかどうかをしっかりとモニタリングして、問題があればすぐ中和プラントを動かしましょうということでしょう。
【加藤委員】	そうは言ってくださっているが、1年間も2年間も休憩していた機械が、すぐに1日か2日で動くかという不安もあります。
【堀内委員】	それはわかります。ですからメンテナンスはしておかなければいけません。
【事務局（山口）】	プラントは、すぐにでも動くように、月1回点検整備はしています。
【加藤委員】	何がベストかということは、何年間の経過を見て検証をしないとわからないでしょう。今、学識者や専門家の方だって、これが絶対ですよなんて言えるのかなと思います。
【大沼委員】	先程、特定施設に該当しないということをしていましたが、ストックヤードと言いながら実は産廃の処分場だったじゃないですか。ストックヤードと言いながら実は嘘だったというのは、可児の議会でも明らかになったじゃないですか。
【事務局（丹羽）】	産廃ではないです。
【大沼委員】	これは明らかに産廃です。残土の処分場でしょう。一種の産廃処分場と考えれば、その浸出水を公共用水域を使って希釈放流するというのは論理的にはいかなものかと。産廃処分場の業者が訴えられたときに、あそこがあるじゃないかと言われたときにどうしますか。公共用水域を希釈の場を使う。要するに処理装置の一部に使うという論理ですから、やはり無理があるんです。この支流は公共用水域で、排水を出している事業者のものではないのにそこを使っているわけでしょう。薄まれば問題はないんですけど、それでもそのこととは別に、基準を超える

水が公共用水域に流れ込んで、希釈によって、その場を一種の処理装置にかえて基準をクリアできるようになればいいでしょうという論理はやっぱりすごく危ないですよ。

【梅田委員】 希釈効果のところでは浸出水が5.1のときに143mL/minとか、流入前が1,500mL/minとありましたけど、この数量は例えば浸出水が100mL/minになれば、流入前の流量も同じように少なくなるというものでしょうか。このバランスが崩れるときがあったら、その希釈度の効果で進めてもいいものでしょうか。例えば浸出水が140mL/minから100mL/minになった場合。こちらは直前の雨で増えたとか、浸出水が横ばいなのに水が減ったとか、そういうときの検証というものはこの補足説明で説明がつかますかね。出る量、入る量のバランスが崩れた場合には。いつもこの割合でいくなら、例えば水が多くなればなるだけ希釈度は高くなりますね。

【今村委員】 pH測定結果のグラフのように少ないときも多いときもずっと測っているのでは。
【梅田委員】 これはデスクに分けて測っているものだから、毎日持って行って計っているわけではない。計測にばらつきがありますよ。それで確認しようというのは矛盾するように感じましたので。

【事務局（山口）】 ご指摘のお話ですが、24時間で観測を常にしておりますので、バランスが崩れてpHの異常が出た場合にはすぐ対応できるという対策はとっております。

【梅田委員】 ばらつきがあるとされたので、今、4.9のものに対しても、先程のようにばらつきがあります。

【事務局（丹羽）】 計測機械は同じ機械でずっと測っているんで、ばらつきがあっても、大雨が降ってもある程度のところでとまっているというデータが出ているので。

【梅田委員】 インターネットで原水記録の速報値を見ると、平均すると6月ごろから6.9ぐらいになって、それ以前は7.幾つで推移している。その計測が違うなら、そのときに修正し戻していくべきではないか。

【事務局（堀）】 ばらつきの点についてご回答させていただきます。浸出水の上流の部分と一番下流の大萱黄瀬戸橋のところで自動計測装置を2個設け、毎正時に24時間自動計測しています。そのデータをモニタリングしているというのが1つ。あと、毎月1回採水をして、その自動計測装置のデータと試験室で測ったデータにどれぐらいばらつきがあるかも確認させていただいて、補正なり、異常があれば点検するなりという対応はさせていただいております。最初にご指摘いただいたばらつきがあったというのは、準備体制に入ったのが4.9でしたが、現場に向かって走っていったときに、水質が改善してしまった（一、二時間でpHが上がっていったという状況で、現地に行ったときには5.1）という状況でした。

【梅田委員】 わかりました。

【杉崎委員長】 いろいろとご意見が出ましたけれども、迂回水路による放流から1年経過しまして、それによる水質の改善効果などははっきりした点もあります。いろいろ問題もまだあるでしょうけれども、はっきりしたところもあると思っております。この傾向をもう少し続けてみて、将来にもう少し考えてみたらいかかかなと思っております。適用される法律についてもいろいろあるというご指摘も出ましたので、どの法律はよく、どの法律はだめだなど、その辺を一遍事務局で整理していただきまして、またこういう機会を設けて皆さんのご意見を聞いたらいかかかと思っておりますが、どうでしょうか。

【竹谷委員】 迂回水路による放出によって非常に良好な値が得られているということで、私としては、継続してやっていただけるのは現時点でベターな方法だろうと思っております。迂回水路をつくるという案は、十何年たってだんだん水質が改善されて来て、浸出水も少しずつ改善されてきたということで、プラントを出さずに水路を設けてという話になったと把握しておりますが、もっと浸出水が改善されていけば、自然に改善されていくのも確かですが、何か手を施すことによって浸出水のpHがもっと改善されるならもっといいなと思っております。現時点ではこの方法がベターなんですけど、今後何年先になるかわかりませんが、雨が降るとpHが下がることは、水との関係、盛り土の中的作用などありますが、話を聞いているとこ

ルゲート東のpHが非常に問題があるということで、そこをベントナイトで覆ったけれども、北側から雨が降ると入ってくるのではということも実際にお話をされている方もあるわけです。そのあたりは今後の方向性ということで、もし浸出、浸透水を防ぐような改善策があって、さらに浸出水のpHを上げていけるのであれば、先生方にも検討していただいております。1年やって、またその結果を見て今後どうするかということになるかと思いますが、私としては今の状況はかなり良好な状況で、この先1年と言わずにしばらくはいいのかなと。その間にもっといい対策があり、もっと改善できるような方法があるとなおいいなと思っております。

【杉崎委員長】

どこかのところで打ち切りたいとは思いますが、こういう問題は長く続くと思っておりますので、やはりもう少し続けてみて、よりいい合意が得られるような方法、これによろしいという結論が出るまではしばらく続けてみたらどうかというのが私の考えなんですけど、いかがでしょうか。

【足立委員】

先ほど委員長から、法的な問題もクリアしなければというお話がありましたので、それ等がクリアされた後に再度検討会をするのかしないのか、もしくは現況でどちらにするかという判断をするということであれば、とりあえず1年はやってみていただいてもいいかなと思います。その後、一番最初の状態に戻して、プラントを使って再度やって、2年ぐらい希釈状態のデータと、再度プラントを使ったときのデータと比較して、それでいいであろうという判断ができるということであれば、もう一度協議会を開いて、最終的な方向に向かってどういう道筋を描くかということを検討する。そういう方向にしていっていただきたいなと思います。

【田口委員】

とりあえず1年間やっていただく。1年間、時期的にも去年、人事異動で国土交通省の大幅な異動がありまして、今年の場合ごちゃごちゃしましたので、時期的にもこれから1年間やっていただくというのは、一番いいんじゃないかなと思います。それから、水生生物調査、これは水質の状況の1つ大きな基準になってますね。だから、これは継続していただきたいなと思います。それから、プラントを動かす問題なんですけど、これは次回の結果を見て検討をするということにしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】

今までの総括みたいなお話だったんですが、とにかく続けよう。現在の測定も続けてもらって、もう一遍この会議を開くということはいかがでしょうか。

【足立委員】

委員長が言われた法的な部分はどうでしょうか。

【杉崎委員長】

それも、そのときまでに整理してもらったほうがいいですね。

【足立委員】

それは1年先ということになりますから、まずいと思います。会議を開かなくてもいいと思っておりますけれども、法的な部分がクリアできるかどうかということは委員へ文書で報告するという形でも十分できるかなと思いますので、それは一度検討していただきたいなと思います。それともう一つ、1年後には一旦プラント状態に戻すという前提条件をつけておいてください。1年後にどうもなかったから、プラントを使わないでそのまま続けるということではなく、1年後に再度プラントを稼働させて1年間測って、データの比較をしてそこでどうするか。

【田中委員】

個人的な意見をここで言ってやってくれというのは無理で全員の意見でやるので、1年間とにかく結果を見てまた動かすということは、ここで約束はできないのでは。1年間これでやって、その結果を見て、最後になるかわからないけど、もう一回この会議をすると委員長が言ってみえるから、そこで判断すればいいことであって、プラントの話は今ここで出さないでもいい。1年終わった結果を見て、それから動かす動かしなないは、決めればいいことであって、結果が悪ければ当然動かしてもらわなければいけないし、誰が見てもこれで大丈夫ということになればプラントを動かす判断はなしという、そのぐらいの気持ちでこれから1年間待つということ。これは全体の意見だと思います。

【田口委員】

それでいいです。

【田中委員】

結果を見ずにまたプラントを1年間動かすとか、そういうことは理にかなわないから、とにかく1年結果を見てもう一度この会議を開いてもらって、そこで最終的な判断をするということでしょうか。

【加藤委員】 反対。そういうことを地元の委員会だけで決めてはいけないと思います。何のためのこれだけの合議制の会議なのか。提案はどんな提案でもしてもいいと思います。そして、それを決める裁量権は杉崎委員長にあるわけで、久々利の私たち委員じゃないんです。私はもう一つ提案したいのは、プラント稼働方式か、自然放流方式か、この二者択一しかないんでしょうか。もっとすごくいい方法ってないのかなと思うんです。そのために知恵の固まりである各専門の学識者や、それから技官の方々、国交省の方々がいらっしゃるんですから、それまで私たちが議論しろとは言いませんけど、今こんなに進歩した世の中にもっとこれ以上の方法はないのかなということも頭の片隅に置いて模索していただけないでしょうか。そして、またこの委員会を、私もう十何年続けてくださっていることはほんとうにすばらしいと思います。それを一個人の感情や一個人の考えで決定するのではなくて、やっぱりみんなで議論しながら進めていく会議を委員長によりしくお願いしたいと思いますし、この二者択一方式じゃなくてももっといい方法はないんでしょうか。それをぜひ考えていただきたいなと思います。

【杉崎委員長】 それはいろいろあると思うんですが、現在の状態では無理じゃないかと思うんです。例えば、30年ぐらい前に名古屋市地下鉄のときに同じような問題が出たんです。なぜこんなことが起こるかということが当時わかったのは、名古屋市と大阪市のトンネル工事だけでした。原因がわかりまして、こちらへ参加することになったわけなので、もとはもうわかっているわけです。それをどうするかということで、ここを見てもあれだけのものをどこかへ持っていけばいいんでしょうけれども、今になっては不可能だと。それからもう一つは、ネットで覆いましたよね。あのときも私は少々我慢してもらっても、早く酸化させてあるものを流したらいいだろうと言ったんですが、それも影響は左右されませんでした。いろいろな方法があるとは思いますが、今いろいろな提案をされましたし、法律的にも問題があるので、当面は一つ一つ片づけて、ここで相談して一番いい方法をとっていくしかないのではと思うんです。私としては今すぐやめるのも無責任ですから、今まで問題が出たところはある程度答えを出したいとは思いますが、今回の協議会で、皆さんにある程度は納得していただけると思うのは、今の状態である「迂回水路からの放流」だと思います。プラントも一緒に動かしたらどうかということが出ましたが、そういうものも考えていただいて、両方、迂回水路の放流と一緒にプラントの有効性ももう一遍試すような実験をやってもいいと思います。もう一つは、これに関する法律についてもいろいろな対象、工場の種類などあるみたいですから、もう一度よく検討していただいて、ここで合議をしたらどうだろうと思います。このような方針として事務局に考えていただいたらいかがかなと思います。特にご反対がなければそういうことで事務局にお願いしたいと思います。それでは、今日の会議はこれで終了させていただきます。

4. 閉会

以上